令和5年度 第1回関市文化財審議会 会議録

開催日時 令和5年9月7日(木) 午前10時~11時

開催場所 関市武芸川事務所3階 3-2会議室

出席委員

髙木和泉、後藤章、長屋一也、冨成孝志、可児大喜

事務局出席者 相宮協働推進部長、船戸文化課長、伊藤所長、森島、井藤

<次第>

1. あいさつ

- 2. 議題
 - (1) 下大洞古墳群の関市指定文化財指定の可否について
 - (2) 尾川刀匠の関市指定文化財解除の可否について
- 3. その他
 - ・関市文化財審議会委員の委嘱について
 - ・旧町村の文化財調査について

<議題(1)下大洞古墳群の関市指定文化財指定の可否について> (議長)

それでは議事に入ります。(1)下大洞古墳群の関市指定文化財指定の可否について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・武芸川町平にある細長い谷の北側の山裾にある古墳群。
- ・二基並んで古墳が築造されている。東側にあるのが一号墳、西側にあるのが二号墳。
- 二号墳は横穴式石室がある。古墳時代後期の古墳である。
- ・二号墳は遺体を埋葬する玄室と羨道に段を設けている。玄室の方が広くて、羨道が少し狭い。 天井が少し弧状となっている。
- ・一号墳は墳丘の中央部分が窪み、古墳の周辺に大型石材が落ちていることから、横穴式石室があったと考えられる。二号墳とほぼ同時期につくられた古墳ではないかと想定している。
- ・二号墳には天井石がかからない傾斜のある前庭部があり、八の字状に開く。ここからは中世の 土器が出ているので、恐らく中世の時に攪乱を受けているか盗掘をされているということが調査 の結果分かった。
- ・二号墳は土塊積みを行っていることが分かったのは非常に大きな成果である。県内唯一の事例である。
- ・一号墳も二号墳ともに斜面だったところを切り取って古墳の背面をきれいに溝状に整えて、その土を古墳に盛っている。その時に一部岩盤を削っている。
- ・一号墳は直径 16 メートルくらいの円墳で、二号墳は直径 12 メートルくらいの円墳ということが分かった。
- ・二号墳の横穴式石室は落洞古墳と非常に似た構造をとっている。
- ・下大洞古墳群の特徴としては二基から構成されるところである。通常は大体四基か五基以上で 構成されることが多く、二基ということで非常に珍しい。
- ・武芸川地域の豪族の有力層の古墳であることは間違いがなく、関市内においてもあまり見られない古墳のあり方をしている。関市全体を考えていく上でも保存していく必要がある古墳であり、指定をする価値は十分あると考えられる。

(議長)

この件についてご意見、ご質問ございましたらお願いします。

(可児委員)

文化財の予算は?関市の古墳の数と特徴、位置づけは?

(事務局

予算に関しては、基本的には所有者管理となるので、伐採に関する等は所有者から依頼があれば補助金を出す形になる。関市の古墳は330基あり、このうち320基くらいは後期古墳に当てはまる。関市はそれくらい後期古墳が多い。逆に前中期の古墳は非常に少ない。下大洞古墳群は県内の中においても非常に残りがいい。古墳の状況や大きさ、残り具合が非常に良いことから十分指定する価値がある。

(可児委員)

関市には古墳の指定が何か所あるか?

(事務局)

小瀬方墳も含めて4か所。古墳時代後期のものに関しては4か所、あと2か所、古墳時代中期の片山古墳群と砂行1号墳がある。

(可児委員)

予算は全体の中でどういった感じでかかってくる?

(事務局)

年度ごとで変わってくる。所有者と話し合い、予算化をして補助金を出していく。よって 0 の 時もあればそうでない時もある。

(冨成委員)

何故二基あることが価値としてあるのか、そこをもう少し教えて欲しい。また有力者層のお墓 である根拠はどういった点にあるのか。

(事務局)

基本的に古墳の立地条件を見ていると、単独墳で大きい古墳があるか、塚原遺跡のようにもう何十基という塊であるパターンがよくある。しかし意外に二基の古墳群はなかなかない。地域を考える上で非常に面白いパターンである。落洞1号古墳に関しては、18メートルクラスのそこまで大きいものはないし、単独立地をとるのは他と違い格別のもので、地域の有力層と言えると考えられる。武芸川の難しいところは、出土遺物がほぼないに等しい。よって今他の古墳と比べた中ではそういったことが言える。

(後藤委員)

二つ並んでいるというのは、二代にわたってということは考えられないか?

(事務局)

二代にわたる可能性もある。ただ一号墳が壊れているからなんともいえない。二代という考え

方もできるし、ほぼ同時期で主と従という考え方もできる。

(議長)

横穴式石室は追葬が可能になったということで、いわゆる家族墓の墓でよかったか?

(事務局)

その可能性も考えられる。ただ、盗掘を受けているので追葬を何回やったかはわからない。

(議長)

人骨はないのか?副葬品は?

(事務局)

はい。なかったです。また、中世の段階の土器がたくさん出ているので、恐らくその段階で副 葬品は盗掘されたと考えられる。

(議長)

発掘した後、埋め戻しをしたのか?

(事務局)

発掘後は、全部埋め戻している。

(議長)

いつも思うのは、こういう発掘調査をしてそこから土の色がこんなに違うから、上の層にはこういう土嚢を積み込んだ跡があるんじゃないかとか、ほらここにあの色の違いがわかるよねとか、そして下へ行けば行くほど古い地層なのでここから何か出てきたら、この時代のものであるってことがわかるんだよとか、トレンチの跡から考古学の魅力が満載されていると思う。あまりそういう例はないが、ここに限らず、そういうトレンチなどを残す、そして学習的な効果を高めるような保存の仕方ができないかといつも思っている。それは予算的な面もあって難しい部分はあるかと思うので、無理なことはできないが。

発掘調査をして、土の色が違うから、土嚢を積み込んだ跡があるじゃないかとか、土の色が違って層となっていて、下へ行けば行くほど古い地層となる。層から出土したものから時代もわかる。トレンチには考古学の魅力が満載されていると思う。あまり事例はないが、発掘調査のそのままトレンチなどを残す、そして学習的な効果を高めるような保存の仕方ができないかといつも思っている。

(事務局)

言われていることはよく分かります。現地で残していく環境を整えていくのは難しい。また土の色は劣化するもので、そのまま保つのは難しい。

(可児委員)

今まで発掘された古墳のその全体像を説明するものについて、三次元にするとか図はパソコンで作れる。そして特徴も盛り込んで、冊子にする。これも教育で使えるだろうし、図書館等において興味のある方は見ていただく。成果として分かるのでよいと思う。

(事務局)

取り組んでいきたい。

<採決>

(議長)

それでは、採決いたします。下大洞古墳群の指定について、関市指定文化財に指定することが 適当である旨、関市教育委員会に答申することに賛成する方は挙手をお願いします。

全会一致と認めます。

<議題(2) 尾川刀匠の関市指定文化財解除の可否について>

(議長)

続いて、(2) 尾川刀匠の関市指定文化財の解除について、事務局より説明お願いします。

(事務局)

・平成27年9月25日に関市無形文化財日本刀の保持者として認定されていたが、配布資料の岐阜県公報にある通り、今年の2月21日付けで岐阜県重要無形文化財日本刀保持者として認定された。よって関市文化財保条例第4条の規定に基づき市の指定を解除するものである。

(議長)

この件についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。

(可児委員)

刀匠は関市に何人いる?そのうち国と県と市の指定の人数は?

(事務局)

関伝日本刀鍛錬技術保存会の会員になっている刀匠は10人おり、国の指定は0人、県の指定は 尾川刀匠1人である。残りの9人は市の指定(各個認定)はうけていない。

<採決>

(議長)

今ご説明のあったように、尾川刀匠は、美濃伝を引き継がれて高い作刀技術を認められて、 県の方に文化財指定になったということであります。ということで県の指定になれば、当然市の指定は、先ほどの説明のように条例で解除されるということになりますので、前向きな解除だと思います。

それでは、採決いたします。関市指定文化財解除について、尾川刀匠を関市指定文化財から解除することが適当である旨、関市教育員会に答申することに賛成する方は挙手をお願いします。

全会一致と認めます。

本日の議案はすべて終了しました。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。 それではこれで議長をおろさせていただきまして、事務局へお返しします。よろしくお願いいた します。

(課長)

髙木会長、円滑な議事進行をありがとうございました。また皆様におかれましても、慎重にご

審議をいただきまして、ありがとうございました。

次に、3 のその他の方にさせていただきます。関市文化財審議会委員の委嘱について、事務局の 方から説明をさせていただきます。

(事務局)

関市の文化財審議会は2年の任期となっており、皆様の任期は今年の9月30日までとなっている。次の任期は令和5年10月1日から令和7年9月30日までとなっており、皆様にぜひお願いしたいので、関市文化財審議会委員委嘱の御意向を伺いたい。本日机上に茶封筒を置いているのでお帰りになられてからご確認、ご意向についてご回答を宜しくお願いします。

(課長)

次に、3のその他の旧町村の文化財調査について、事務局の方から説明をさせていただきます。

(事務局)

旧町村の文化財調査について、今年度板取の田口城、千人塚を計画していたが、板取の田口城については、平成14年板取村の時代に公園整備のために発掘調査を実施しており、報告書も出ている。今回改めて調査をする前に報告書の中身を確認したところ、調査の結果からお話すると山城の時代の遺構は見つからず、出てきた遺物は近現代以降だった。周辺にある石垣等についても後世のものだろうという結果になっていた。報告書の中身を改めて精査して現地を見てきたが、過去の調査でそういう結果も出ていること、あの時代に関わる遺構は見つからなかったので、改めて調査をする必要はないと思っている。したがって市の指定文化財にすることは今のところ難しいと考えている。

もう1つ千人塚の方について、令和3年の時に所有者の方にお聞きした時には、再指定を希望するということだったが、今回改めて調査をするにあたってお電話したところ、再指定を希望しないと断られたという経緯がある。

(課長)

その他、何かご意見等、よろしかったでしょうか。それでは長時間ありがとうございました。 これをもちまして本日の文化財審議会を終了させていただきます。皆様、大変お疲れ様でした。 ありがとうございました。